法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

同潤会研究会による「住居法案」の検討: その先見性と意義について

HONMA, Yoshihito / 本間, 義人

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration: reviewing research and practice for human and social well-being / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

3

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

60

(発行年 / Year)

2003-03-31

(URL)

https://doi.org/10.15002/00008167

同潤会研究会による「住居法案」の検討

……その先見性と意義について

本 間 義 人

はじめに

「住居法」といった場合、それは二つの意味を有する。一つは住居に関する基本法という意味であり、もう一つは住居に関するさまざまな個別法を総称していう場合である。

前者の場合、そこではまず国家が、国民が固有の権利としての人間の尊厳・人権を守りうる居住空間を確保することを保障する理念と責務を示すことが求められ、さらにその具体的目標(基準)と、それを実現するための方策等が盛り込まれる。一般的にいってその内容は、たとえば 1996年6月にイスタンブールで開催された第二回国連人間居住会議が採択した「居住の権利宣言」に述べられている「居住は基本的人権の基礎であり、各国政府は居住の権利を完全かつ前進的に実現する義務を負う」というのを、各国が国内的に具体化するためのものとならなければならないだろうが、わが国には未だ、そうした住居に関する基本法は存在しない。

しかし、後者の意味ではわが国にも住居法は存在する。しかも、それは住宅供給に関して住宅建設計画法をはじめとする公営住宅法や公団、公社法など、住宅融資に関しては公庫法、住宅構造基準や居室の保健衛生基準、設備基準については建築基準法など、あるいは住宅の貸借についての借地借家法をはじめマンション管理に関する法まで、さまざまな法(公法、私法)があり、それらを総称してわが国における住居法ということはできる。

英国は、国民の住居確保については先進国として知られていたにもかかわらず、長らく住居に関する基本法がなかったが、近年にいたり 1985年および 1988年住居法 (Housing Act)、1989年地方政府住居法 (Local Goverment and Housing Act) を制定している。個別法は 19世紀から、たとえば 1851年公共住宅法 (Public Housing Act)、1868年職人労働者住宅法 (Artizans and Labourers Dwelling Act)など、さまざまな法が存在し、戦前戦後を通じ毎年、国民の住居の状況とそれに対する政府の施策を明らかにするグリーンペーパーを発表しているのは知られるところである。諸外国の中には、憲法や地方憲法の中に住居基本法の骨格部分ともいうべき国民の住居保障について明文化しているところもある。1)その下に個別法が存在するのはいうまでもない。

わが国では依然として住居に関しては基本法不在のまま、個別法のみによって、住宅政策が展開されているわけである。わが国では戦後、その基本法が存在しなかったのが主な理由ではなかったにせよ、住居を確保するのは個々人にゆだねられ、金融を主とした持ち家政策中心の住宅政策が展開されてきた経緯がある。そのために持ち家を確保できない層の人々は狭小借家に住まわざるをえずにきたが、バブル後の経済が原因で企業の倒産、リストラが相次ぎ、高齢者を中心に大量、長期の失業者が発生し、居住不安にさらされる人々が続出して、従来の社会保障制度が大きく揺らぐにいたっている。社会保障法の観点から見ると、それらの人々に対する住居保障は、生活困窮者に対して最低生活保障を目的とした公的扶助の中で、もっとも重要なセーフティネットと位置付けなければならない状況になっている。つまり国民の住居保障を法的に明文化しなければならない状況といえ、基本法としての住居法の制定は以前にもまして必要になってきているといえよう。

しかし、わが国においてもこれまで、基本法としての住居法制定の動きがなかったわけではない。 大きな動きだけで、少なくとも戦前に二回、戦後に三回あった。が、いずれも法の制定にまではい たらなかった経緯がある。中でもっとも、構想がダイナミックで、具体的な検討がなされたのが、 1939年に同潤会内に設けられた住宅制度調査委員会が検討したそれである。以来 60年余たつのに、 わが国では未だその法整備がなされていないことになり、その政治的怠慢はきわめて大きいといえ る。それはともかく、同潤会委員会の検討内容を見ると、それが今日においても通用するものであ ることにおどろかざるをえない。つまり今日、住居法を制定するとしても、その内容は同委員会検 討のものとあまり変わったものにはならないだろうということである。

その同潤会住宅制度調査委員会が検討した住宅法案の先見性と意義について、あらためて評価しておこうというのがこの小論の趣旨である。同案をあらためて評価しておきたいその意図に、国民の居住に関わるセーフティネットとしての住居法の制定を急ぎ求めたいことがあるのはいうまでもない。²⁾

1. 同潤会研究会の住居法案

戦前に二回、基本法としての住居法検討の動きがあったと、すでにしるしている。最初のそれは、 後藤新平が主宰した都市研究会が 1919年に発表した「都市住宅政策と本会の決議」の中で提案されたものである。同決議は 6 項目にわたる提案であるが、その「第 6 」において「(1) 住居法の制定、(2) 住宅の監督、(3) 都市住宅局の新設」が提案されているわけで、同提案の説明を行っている佐野利器はこういっている。

「住宅が沢山出来ますれば住宅の不足に対する方策はそれで略ぼ目的を達せらるると思ふのであ

ります。それでここに住宅の改良、詰り住宅問題といふものが残って居って、今迄申しただけでは 足りないのであります。……従て前にお話した事と伴って起るのが住宅の行政であります。即ち一 が住居法、二が住宅の監督、三が都市住宅局の新設、是等に依って完全な住居行政を行って行かう とするものであります」³⁾

また同年、同研究会メンバーで当時内務省都市計画課長の池田宏は建築家に対し、次のような呼びかけを建築学会を通じて行っている。

「要するに住居問題の解決に付きましてはどうしても個人に任せて各人の自由に拠って置くことは出来ないと言うことが段々分りますので、何れの国といえども公権を有った国家又は公共団体が組織的住宅政策を執って、而して之に必要なる法制を整へて実行しなければならぬと言うことに一致して居ります。我国でも幸い都市計画法なり建築物法は通りましたが、是のみをもってしましては尚ほ足らざる所の住居に関する法制の規定を要する事項がありますから、それ等に付きましては建築家諸君に於かれましても十分御研究を願い、都市計画法、市街地建築物法の制定と同じやうに大に世論を喚起せられて、当局をして再び此法案と同じような成績を挙げ近く成法と成し得るやうに御心配を願いたいと思います」4)

1919年に都市計画法と市街地建築物法が成立している。池田は、この両法により都市を整備することは可能になったが、住宅問題の解決にはつながらない。個人の力では改善不可能な住宅問題の解決にも法の下に国家的政策をもって当たらなければならないといっているわけである。

同年、地方の側からも住居法制定を求める声が起きている。大阪市長・関一によるもので、関は、 わが国では「住居問題又は住居法よりも先づ都市計画が世論の焦点となり、都市計画法が住居法よ り先きに制定されました。此順序は英国流より仏米流と申して宣しからう」と述べて、住居法の制 定を求め、後述するように住居法が規定すべきその内容についての提案まで行っている。5)

都市研究会のメンバーは内務省官僚のほかに当時の学界、建築界の有力者を網羅したものであり、また池田は内務省の現職課長、関は大阪市長である。これだけの有力者の提案であるから、内務省がすぐさま住居法の検討に入って当然のように思われる。しかし、当時の内務省は制定したばかりの都市計画法、市街地建築物法の施行に伴う実務に忙しく、これらの提案は放置されたままになり、住居法に関するわが国で最初の動きは実らないで終わるのである。政府がこの住居法の本格的検討に入るのは、昭和時代も10年代になってからであり、内務省社会局は1938年1月、厚生省の設置とともに同省に移管されるのであるが、同省が1939年、同潤会に対し、その検討を命じるのである。これが戦前における住居法に関わる二度目の動きになる。

ついでながら戦後三回の住居法制定をめぐる動きとは、一度目は 1949年に建設省住宅局企画課内に住居法制定を念頭においた「住居最低基準研究会」が発足したのを指す。当時の住宅局長・伊

東五郎をリーダーに関係課長がメンバーになって検討が進められたが、同研究会の成果は結局、住宅不良度判定基準の作成にとどまり、研究会は52年に解散されている。6)

二度目は、建設省の住宅宅地審議会が1975年8月に建設大臣あてに出した答申「今後の住宅政策の基本的体系についての答申」の中で触れられているのを指している。同答申は「住宅政策の抜本的改善を図るにあたり、住宅問題の基本的認識を明らかにし、新たな住宅政策体系を確立し、その円滑な推進を図るため、住宅基本法の制定について検討する必要がある」と述べ、「国民的合意を得て、その制定に努めるべきである」と提案して、その具体的内容にも触れた。7)その中に触れられていた住居基準については、1976年にスタートした第3期住宅建設5カ年計画に「最低居住水準の目標」「平均居住水準の目標」として盛り込まれたが、法の制定にはいたらず、建設省にその制定を促す意図で、1976年に公明党が「住宅基本法案」を、80年に社会党が「住宅保障法案」を国会に提出するが、審議未了のまま終わっている経緯がある。

三度目は80年代半ば以降のバブルによって、とくに勤労者のアフォーダブルハウジングが不可能になった状況に対して、国民の居住を保障するのを目標に掲げて公明党が91年1月に、社会党が同年3月に先の法案と同名の法案を、同年12月に民社党が居住基本法案をそれぞれ国会に提出したが、いずれも審議未了に終わっている。その最大の理由は自民党の理解が得られなかったためであった。これら政党がまとめたのは、基本法としての住居法についてはじめて法律案としたものであるが、注目していいのは(それが本小論で明らかにしようとしていることなのだが)、それらのいずれの内容も、後述するように戦前の同潤会研究会の検討内容に沿ったものであることである。

さて新設の厚生省社会局住宅課から、住居法案の検討をもふくめて、わが国における庶民住宅の 供給策改善についての研究を命じられた同潤会は、内務省の住宅行政担当官、研究者、部内の専門 家などを集めて、1939年春、住宅制度調査委員会を設置する。同委員会規定第1条は、その目的 を「欧米各国ノ住宅立法並運用ノ状況ヲ調査シ且我国庶民住宅ノ供給改善ニ関スル方策ヲ審議スル 為」とし、委員長には内務省出身の貴族院議員・長岡隆一郎が任命された。長岡以外の委員は軍事 保護院工営課長・中村憲、同潤会総務課長・乾真介、司法省民事第二課長・堀内信之助、前厚生省 社会局生活課長・武島一義、厚生省社会局住宅課長・同潤会参与・中島賢蔵、東京帝大教授・同潤 会評議員・内田祥三、同潤会建設部長・福田重義、厚生省技師・古屋芳雄、前厚生省労働局指導課 長・秋葉保広、工学博士・佐野利器、前厚生省衛生局保健課長・物部薫郎の11人。その下で実質 的な研究に当たる研究員が外務省嘱託・池田徳真、商工属・伊藤俊夫、内務省技師・伊東五郎、厚 生省技師・諫早信夫、日本労働科学研究所研究員・石堂正三郎、厚生省技師・早川文夫、厚生科学 研究所技手・浜野啓一、内務省技師・長素連、厚生省技師・大村巳代治、前日本労働科学研究所研 究員・岡島暢夫、厚生省技師・熊谷兼雄、日本労働科学研究所研究員・桂寅太郎、警視庁建築技

同潤会研究会による「住居法案」の検討

師・吉田倫恒、東京帝大助教授・高山英華、厚生省技手・長岡道男、住宅制度調査委員会常任研究 員・小池新二、東京市政調査会研究員・幸島礼吉、厚生省技手・有蘭初夫、東京民事地方裁判所判 事・青山義武、司法属・北川一松、東京高工講師・白鳥義三郎、東京帝大教授・平山蒿の22人で あった。

この中には、戦後も住宅・都市問題の第一線で活躍する人々もいるが、40年4月に中村賢蔵委員の発議により、それら研究員の中から数人のメンバーを選び、住居法特別研究員会が設置されるが、その検討項目と担当者は、

1、住宅調査 第一部会 池田徳真

2、住居標準 国民住居 第二部会 大村已代治

東京……標準設計

敷地割、一団地住宅

規格統一、大量生産

全国……標準設計

住居監督 第三部会 諫早信夫

最小限住居基準

住居監督制度

3、住宅供給 第四部会 早川文夫

であった。⁸⁾ それらの調査結果については各項目について詳細な報告書が出されている。⁹⁾ これを受けて小人数により住居法案を検討するための住居法案要綱作成小委員会が設置される。この小委員会の設置目的こそ、その設置主旨に、

- 1、狭義ノ住居法ヲ立案スル……住宅ノ改良、供給、助成等
- 2、広ク住居二関連スル法令ヲ「住居法」的見地カラ検討修正スル
- 3、立法主旨ノ確立……例へバ国民体位ノ向上、労働力、再生産等

とあるように本格的住居法案を作成することにあった。同小委員会は早速検討に入り、まず「住居法ノ内容トナルベキ事項」をまとめる。いわば住居法案要綱の骨子ともいえるものである。それは以下のようなものであった。¹⁰⁾

現代福祉研究 第3号 (2003.3)

基本事項 住居行政機構二関スル件

住居調査二関スル件

量ノ問題 住居供給機関ノ設立……(住宅会社法)住宅組合法

住居供給機関ノ調整、監督

住居供給ノ勧奨、強制 住居供給ニ対スル補助

質ノ問題 住居標準二関スル件(基準)

国民住居普及二関スル件 (建設)

住居監督二関スル件(予防)

既存住居ノ改良二関スル件(改造)……不良住宅地区改良法

其ノ他ノ関連事項 不動産金融二関スル件……預金部地方資金貸し付け規定

生命保険積立金運用規定……簡易保険積立金運用規定

建築技術ニ関スル件……市街地建築物法、防空建築規則

住居環境二関スル件……都市計画法、耕地整理法(地方計画法)

土地問題二関スル件……土地収用法、道路法(国土計画法)

借家借地二関スル件……借家法、借地法、借地借家調停法

地代家賃二関スル件……地代家賃統制令(価格等統制令)

建築資材(建築生産) 二関スル件……木造建物建築統制規則

建築労働力(建築従事者)二関スル件

家主組合二関スル件

ここには当時のいわゆる「国民住居」に関するあらゆる問題が網羅されており、戦時下にもかかわらず同小委員会が真摯に住宅問題に取り組もうとしていたことがうかがわれる。今、目を通すことができる資料によると、それら検討項目のうち住宅調査要項案、国民住居標準要項案、住宅供給対策要網案、住宅会社法案要網、住居標準案、住居監督制度要網がまとめられていることがわかる。いずれも41年3月の日付があるガリ版刷りの文書に記録されているものであり、¹¹⁾これも今日においても実施にたえる密度の濃い内容のものであるが、しかし、小委員会がねらった、それらをもとに作成することになっていた本丸というべき肝心の住居法案のほうはどうなったろうか。

この小委員会は結局、住居法案の作成までにはいたらなかった。前記のような法案要綱の骨子を体系化したに終わった。上部機構の住宅制度調査委員会自体が四つの部会の報告書の未定稿をまとめるにとどまり、それに基づき法案を作成すべき小委員会の具体的作業も、前記の特定個別法案要

綱をまとめるに終わった。時あたかも太平洋戦争突入の年で、住宅制度調査委員会をリードしてきた厚生省、同潤会に法案をまとめる余裕がなくなったためである。このことは当時研究に携わった早川文夫氏や、同潤会が発展的に改組された住宅営団に勤務していた西山夘三氏が証言している。¹²⁾

しかし、法案の要綱の、しかも骨子にとどまったとはいえ、前記「住居法ノ内容トナルベキ事項」には、注目する必要がある。そこには基本法としての住居法が盛り込むべき内容がおそらく網羅されていると見ていいからである。

2. あるべき住居法の内容

住居法はどのような内容で構成されるべきか。同潤会住宅制度調査委員会の住居法案要綱作成小委員会がまとめた以外に、戦前戦後の住居法をめぐる動きの中で具体的にそれに触れているのは、 戦前の関一の提案、戦後は住宅宅地審議会の答申、そして公明、社会、民社の各党が国会に提出した法案である。

それらの中で、住居法の内容について先鞭をつけたのは関の提案であった。関はその中で、住居 法の規定でもっとも重要なのは、住居の最低限度を定めることであるとした。その住居の最低限度 とは「文明国民として必要なる最低の標準」であって、「衛生上風紀上の両方面より定むべく居住 者一人当り居室又は寝室の大さ則ち気質は最も重要なる事項」である。

次に重要なのは、この最低限度に達しない住居に対する改善策であると関は指摘した。そして「英国に於ては建物が居住に適せざる程度に於て健康に危険及有害なる時は閉鎖命令に依りて使用を禁じ、所有者は3カ月以内に建物を除却し、之を移転せざるべからず」と、英国の例を挙げている。住居に不適当な地区の改善を盛り込むことも必要である。関はここでも英国の例を挙げて「此力法も英国が率先して実行したものであって、1875年に発布した法律は非衛生地区(Unhealthy area)を改造する権限を地方団体に与へ……此法律に依り倫敦其他の大都市に於て所謂廃頽地区(スラム)の改造を断行した」(カッコ内原文のまま)というわけである。これら住居改善の目的を達するためには住居監督制度を設けなければならない。この制度は最低限、以下の6項目を備えておくべきである。

- 1、住居の現状を調査し其衛生上風紀上の弊害又は建物の欠点ある場合には其除去の方法を講ずること。
- 2、完全なる建物が其使用方法に依りて不良なる住居と変ずることを予防すること。
- 3、住居が生活の本拠として、衛生上共他に関し重要の意義を有することを鼓吹すること。則ち、 住宅教育をなすこと。

- 4、簡々の住居のみならず、一町内一区域内の住居に悪影響を及ぼすべき原因を除去し住居の悪 化を予防すること。
- 5、結核其他の伝染病、乳児死亡等の如き直接間接に住居状態と関係する非衛生状態を除去する こと。
- 6、住居の需要供給の状態を調査し、不良住宅に代はるべき空家を発見し、又は之に代はるべき 家屋の新築を奨励すること。¹³⁾

この6項目の中には、広義には住宅監督に入るが、住宅調査、住宅供給と区別したほうがいいものもふくまれており、つまり関は、この提案の中で住居法には最低限、住居基準、住居(地区)改善、住居監督、住居調査、住宅供給の各項目を住居法に盛り込むべきだとしていることがわかるのである。関は大阪市に入る前の東京商大教授時代から都市問題の研究に携わり、海外の事例をも調査していた。そこでわが国にとってもっとも教訓を導ける国として英国に共感を示していたが、140ここでもその英国の例をモデルに提案を行っているわけである。関の提案について詳しく触れたのは、それがその後の住居法論議のさいに、先駆的例としてつねに意識されてきているからにほかならない。

関のこの提案が行われたのが 1919年であり、その後 20年経って前記同潤会の研究会が住居法の検討を行い、そこに盛り込むべき内容を列挙している。戦後、住居法についてその内容に触れられるのは、それからさらに 36年経つ 1975年、前述しているように建設省の住宅宅地審議会によるものである。

住宅宅地審議会が住居法に触れている「今後の住宅政策の基本的体系についての答申」では「住宅政策の抜本的改善を図るにあたり、住宅問題の基本的認識を明らかにし、新たな住宅政策体系を確立し、その円滑な推進を図るため、住宅基本法の制定について検討する必要がある」と提言したうえで、住宅基本法に盛り込むべき事項として、次の五点を挙げている。

(1) 住宅政策の理念の明確化、(2) 国、地方公共団体、個人の役割分担の明確化、(3) 居住水準および住居費負担の目標、(4) 住宅供給計画の策定、(5) 住宅に関する統計・情報の整備、がそれである。このうち居住水準の目標だけがつまみ食いされて、第3期住宅建設5カ年計画に盛り込まれたことは前述している。さらに住宅宅地審議会はこの75年答申を催促するかたちで、1980年の答申「新しい住宅事情に対応する住宅政策の基本的体系について」において住宅基本法の制定を再度追っているが、その中で同法に盛り込むべき項目について、(1) 住宅政策の目標、(2) 国及び地方公共団体の施策分担及び相互協力、(3) 住宅及び住環境の水準の目標、(4) 全国及び地方公共団体等地域レベルで設定される住宅計画の策定、(5) 住宅に関する諸施策及びその各々の

基本方向の提示等、を挙げている。これらを見ると、住宅宅地審議会が示した事項はおおよそのと ころ共通しているといっていいだろう。

次に社会、公明両党がかつて国会に提出した法案について見てみよう。社会党案は全8章39条、公明党案は全7章28章から成っているが、その骨格部分を見てみると、社会党案は第1条と第2条で、公明党案は第1条で住宅政策の目的を明示している。すなわち社会党案は「ゆとりのある住生活を営むに足りる」住宅の確保を政策の目標に掲げ、その達成により「国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与する」としている。また公明党案は「国民の住生活の安定向上国民生活における緊急かつ重要な課題」であり、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的としている。

責務規定として国、自治体が行う施策の質に関して、社会党案(第3、4条)が「前条の目標を達成するため」、すなわち「ゆとりのある住生活を営むに足りる住宅の確保」を目指すとしており、公明党案(第2~第4条)は「すべての国民に対し健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を確保し、国民の住生活を適正な基準に安定させるため」の施策を実施しなければならないとしている。自治体の責務については社会党案では触れられていないが、公明党案では「国の施策に準じて施策を講ずる」としている。

住生活の基準に関しては、上記責務に対応して社会党案(第8、9条)で「ゆとりのある住生活を営むに足りるものとして」であり、公明党案(第7~9条)は「健康で文化的な生活を営むに足りる適正な」基準としている。その基準をどう確保していくかに関しては、公明党案第9条において住居費の負担の基準、居住水準に関する基準の両方についてその確保をうたっている。これらの基準と具体的施策の関連については、社会党案で民間賃貸住宅に居住する者に対する援助が触れられているが、公明党案ではそれに加えて公的住宅の供給等についても規定している。

住宅供給の計画に関しては、社会党案(第 $10\sim15$ 条)で計画の手続きについてボトムアップという従来にない手法を用いることが示されており、このため基本法としては異例の詳細な手続き規定を置いているが、公明党案(第 10条)では手続きについての規定は置いていない。

補助規定では、社会党案第27条(民間賃貸住宅に居住する者に対する援助)において「国及び地方公共団体は、国民の住生活の向上を図るため、公共住宅以外の賃貸住宅に居住する者が第8条第1項の住居費の負担に関する基準を超えて家賃その他の負担をしている場合であって、その負担がやむを得ないものと認められるときには、その者に対し必要な援助を行うものとする」と一般的家賃補助を打ち出している。公明党案では低額所得者に対する公的住宅の供給(第15条)のほかに高齢者、母子家庭、心身障害者に対する公的「福祉」住宅の供給(第16条)を明記している。

このように社会、公明両党の法案を見てみると、それが法案のかたちになっているだけに、住居

法に盛り込むべき内容がかなり具体的で、住居法のイメージが明確化してくるというものである。 もちろん両党の法案は国会においてコンセンサスを得ることを念頭に置いているから、たとえば住 宅の「基準」について、それがいかなるものなのか明確にされていないといった曖昧さを有してい る。とはいえ、政府がなかなか住居法の制定に踏み切れないでいるのに、両党が国会に法案を提出 していること自体は評価してしかるべきであろう。これらが審議未了のまま今日にいたっているこ とは前述している。

さて以上見てきた、これまでに明らかにされてきた住居法に盛り込むべき内容をあらためて逐一整理すると、その理念はともかく、次の3点が最低限盛り込まれなければならないことがわかる。 この3点にさらに付け加えるべき事項がプラスされることになる。

その一は居住水準である。居住水準については前述しているように住宅宅地審議会の答申を受けて、建設省により第3期住宅建設5为年計画で最低居住水準と平均居住水準が設定された。(15)最低居住水準は4人の標準世帯で3DK、50平方mというものであり、これを1985年までに全世帯において達成することが目標とされたが、1998年の時点で三大都市圏では12・8%の世帯がなお最低居住水準をクリアしていない。また新たに建築される住宅がこの基準をクリアすべく法的規定がなければ、なかなか最低居住水準未満の住宅はなくならない。住居法を理念法・宣言法にとどめるのか、法的拘束力のある実定法にするかで違ってくるが、国民の住居を高福祉社会に対応しうるものとし、文字通り憲法第25条にしるされている国民の生存権を保障するには実定法として制定し、最低居住水準の確保を国の責務とし、またこれを下回るものについては建築を認めない措置を取ることが明記されるべきであろう。居室、住宅設備、住環境の基準も重要なことはいうまでもない。これに付随して住居調査、住居監督、住居改良といった事項が付け加えられる。

その二は住居費負担についてである。国が国民に住居を保障するうえで最大の核心が住居費(公的住宅、民間住宅、賃貸および分譲を問わず)である。つまり、住居費のあり方として応能家賃といったものを想定するとしたら、それが入居者の収入に見合ったものであるかどうかということが問題になる。その場合、住居費が収入のある基準を超えるものであったら、公的に補助が加えられていいというのが英国などの住宅政策が取っている考え方で、具体的政策としは家賃補助制度、公正家賃制度などが想定される。そのほかに借り上げ住宅制度や建築費補助制度等も考えられるが、わが国においてどういった仕組みを採用するかどうかはともかくとして、この補助制度は基本法に盛り込まれるべく必須事項といえよう。これに関連して住居費をめぐる裁定・調停機関に関する事項が付け加えられることになる。

その三は住宅供給に関してである。住宅供給については住宅建設計画法などの個別法においてしるされているところであるが、国民が適切な居住水準の住居に適切な負担で居住しうるのを実現す

るうえで、それらの住宅を供給する国、自治体の責務と、その計画が明示されていなければならないだろう。大都市においては「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」 (1975年) により国の計画と自治体計画の狭義を義務付け、地域ごとの供給数を明確にすることを求めているところであるが、これを大都市だけでなく、全国的なものにする必要があるということである。これに関連して、住宅統計、住宅情報、住宅管理といった事項もここに盛り込まれなければならないだろう。

こう見てくると、あるべき住居法に盛り込まれるべき事項は膨大である。中には個別法を改正することによって個別法のほうにしるしてよいものもあるが、しかし、重要なのは個別法の上位に立つ基本法として、住宅政策の基本的理念と目標を明示し、個別法を体系化し、秩序立てる役割をこの住居法が担うことであるのはいうまでもない。とすると、この住居法に盛り込まれるべきなのは最低限、住宅政策の理念のほかに、まず国民の住居に関わる重要な法原則ということになる。それはここで触れた住居水準、住居監督、住居費負担、住宅供給の四つの原則にほかならないといっていいだろう。

さて、このように見てきて、あらためて同潤会の住居法案要綱作成小委員会が取り組んだ住居法 案について、その意義を検討するとなると、どのように評価することができるであろうか。

3. 同潤会による住居法案検討の先見性

住居法に最低限盛り込まれなければならないのは住居水準、住居監督、住居費負担、住宅供給の四つであるとしるした。これを住居法に求められている課題とすれば、同潤会の住居法案要綱作成小委員会はそれにどのように対処していたろうか。

あらためて、その「住居法ノ内容トナルベキ事項」を見てみよう。それは事項別に「基本事項」と「量」の問題、さらに「質」の問題にまず分けられていた。住居水準については、そのうちの「質」の項に「住居標準二関スル件」として取り上げられ、また「既存住居ノ改良二関スル件」もここに入れられている。住居監督についてもこの「質」の項の中に「住居監督二関スル件」としていれられているのがわかる。また、住居費負担については「其他ノ関連事項」の項の中に「不動産金融二関スル件」として、あるいは「地代家賃二関スル件」として取り上げられている。

中でもっとも力が入れられようとしていたのは住宅供給に関してであり、それは「量」の項の中に、まず「住居供給機関ノ設立……(住宅会社法)住宅組合法」を挙げ、さらに「住居供給機関ノ調整、監督」「住居供給ノ勧奨、強制」「住居供給ニ対スル補助」が取り上げられている。これらの施策を実施する機関として「基本事項」の中に「住居行政機構二関スル件」と、住居行政需要を把

握するのを目的とした「住居調査二関スル件」が入っている。

こう見てくると、同潤会の住居法案要綱作成小委員会が目指した住居法案要綱には、今日、基本法としての住居法をつくるとしたら、そこに盛り込むべき内容がすべて網羅されていることがわかるのである。1939年の時点で(それ以前に関一による具体的提案があったにせよ)、同小委員会がこのようなまとめを行っていたというのは高く評価すべきであろう。しかも、かれらはただその文字を羅列したのではなく、以上のようにしるされた「住居法ノ内容トナルベキ事項」のもとに、膨大な調査と研究のうえにまとめられた成果があることに注目したいのである。それがどういうものであるかを知れば、その評価が的を射たものであることがより理解されるに違いないのである。

その膨大な調査と研究を行ったのは前記四つの部会に分かれてそれぞれ担当分野を受け持った住居法特別研究員会のメンバーである。たとえば第二部会において住居標準の調査・研究に当たった大村巳代治を中心とする人々は「住居法特別研究員会第二部会報告」として「国民住居標準要綱案(未定稿)」というのをまとめている。それが要綱の住居標準がどういうものであるかを示す根拠になっているのである。最近明らかになったガリ版刷りの未定稿を見ると、16)かれらの取組みぶりがうかがえるというものである。以下、一例として同未定稿がどういうものであるか見てみよう。

国民住居標準要綱案(未定稿)

第一 基本事項

- 一、公共団体、住宅営団ノ建設及政府又ハ公共団体ノ助成ニテ建設セラルル小住宅ハ本要綱ニヨ ルコト
- 二、一般民間小住宅ニ於テモ成可本要綱ニ準拠シテ建設セシムル様指導誘掖スルコト
- 三、国民住居標準ハ本要綱ヲ以テ全国的基準トナシ、参考トシテ地方別設計図案ヲ添付スルコト 第二 居住標準
- 四、一人当り居住単位ハ床面積二於テ 10平米乃至 20平米、敷地二於テ 15平米乃至 30平米トス ルコト
- 五、家族数二基ク等級ハ少数(三人未満)標準数(五人未満)及多数(七人未満)ノ三級トスルコト 但、満六才未満ノ幼児ハ成人率〇・五人ト見做シ得ルコト
- 六、世帯ノ収入二基ク等級ヲ少収(75円未満)中収(125円未満)多収(125円以上)ノ三級ト スル
- 七、単位世帯ノ居住室数ノ基準ハ左表二拠ルコト

収入	家族数	少数家族	標準家族	多数家族
少収		<u>-</u>	Ξ.	•••
中収		$\ddot{\vec{-}}$	三	प्रिय
多収		Ξ.	<u> </u>	Ti.

第三 居住室

- 八、居住室トハ住宅ニ於テ就寝ノ用ニ供シ得ル居室ニシテ床面積 10平米以上、天井高 2・4米以上ノ室ヲ謂フ
- 九、居住室ハ直接外気二面スル開口(縁側ヲ隔ツルモノヲ含ミ天窓ノミノモノヲ除ク)ヲ有スル モノトシ、ソノ開放面積ハ床面積ノ二割以上トナスコト
- 十、主要居住室ノ主要開口面ハ略南面セシムルカ若ハ夏期ノ恒風方向、地形等ヲ参酌シテソノ配 置ヲ定ムルコト
- 十一、室ノ配置、屋内開口及間仕切壁ノ位置等ハ夏期通風ノ宜敷キ様配列スルコト
- 十二、主要開口面ノ前面ニハ日照又ハ採光上必要ナル幅員ノ空地ヲ設クルコト
- 十三、居住室ノ開口部二八成可庇ヲ設ケ普涌建具ノ外遮蔽シ得ル設備ヲ設クルコト
- 十四、居住室ノ一部二八適当量ノ押入及縁側ヲ付設スルコト
- 十五、居住室二八神棚仏壇ノ位置ヲ想定シ、又一部二八床飾棚ヲ設クルコトヲ得 第四 付属室
- 十六、住宅二於テ居住室二非ル室ヲ付属室ト謂フ
- 十七、玄関ハ簡素ニシテ必要最小限ノ広サノモノトスルコト
- 十九、便所ハ直接外気二接スル位置ヲ選ビ、大便所(水洗ノ場合ヲ除ク)ノ台所ニ隣接スルコト 及直接居住室ヨリ出入スル配置ヲ避クルコト

第五 家屋ノ型式及規模

- 二十、家屋ノ型式ハ独立、二戸建、長屋及共同住宅(世帯向アパート)ノ四種トスルコト
- 二一、家屋ノ規模ハ延床面積四〇、五〇、六〇、七〇、及八〇平米ノ五種トスルコト
- 二二、型式ト規模トノ関係ハ次表ニヨルコト

型式	四〇平米	五〇平米	六〇平米	七〇平米	八〇平米
独立建	•••	平屋建	平屋又ハ二階建	[司]	二階建

現代福祉研究 第3号 (2003.3)

二戸建	平屋建	平屋又ハ二階	间	二階建	•••
長屋建	平屋建	平屋又ハ二階	二階建	•••	
共同住宅	二階建	[7]	•••	•••	

第六 独立建住宅

- 二三、間口(主要開口面一在ル側)ハ奥行ヨリ大ナルコトヲ原則トスルコト
- 二四、平面形ハ成可凹凸ノ少キモノトスルコト
- 二五、屋根ノ形状ハ成可単純ナルモノトスルコト

第七、二戸建住宅

- 二六、間口(主要開口面ノ在ル側)ハ奥行ヨリ大ナルコトヲ原則トスルコト
- 二七、平面形ハ成可凹凸ノ少キモノトナルコト
- 二八、屋根ノ形状ハ単純ノモノトスルコト
- 二九、界壁ノミヲ以テ双方ノ居住室ガ隣接スルヲ壁ルコト

第八 長屋建住宅

- 三十、店舗二兼用シ得ル住宅又ハ特殊慣習ニテ直チニ取止ムルヲ得ザル地方的事情ノ外長屋建ト 為サザルコト
- 三一、長屋ハ一棟当リ四戸以下トシ、一戸当り間口ハ五米以上トシ界壁ハ準耐火構造トナスコト
- 三二、木造立体長屋ハ特二堅牢ナル構造トシ、一階天井ノ耐火二階台所ノ耐湿二付キテハ特二完 全ナルモノトナスコト
- 三三、棟割長屋及トンネル長屋ト為サザルコト

第九 共同住宅

- 三四、家屋ハ準耐火構造ト為スコト
- 三五、炊事場ヲ共同スルモノハ各戸専用流、煮炊場及物入ノ設備ヲ設クルコト
- 三六、便所ヲ共用スルモノハ各戸専用ノ大便所ヲ設クルコト
- 三七、洗濯場ヲ共用スルモノハ各戸専用物干場ヲ設クルコト

第十 附帯設備

- 三八、炊事用燃料及雑品格納ハ物置トシテ別棟ヲ設クルカ縁側床下、台所床下等ニ収メ時ニ地下 室トシテ防空ニ備フルコト
- 三九、浴室ノ設ナキ時ハ屋内又屋外二洗面洗濯ヲナシ得ル場所ヲ設クルコト
- 四十、電灯照明ハ居住室ニ於テー帖半五「ワット」以上、付属室ニ於テハ必要ナル箇所ニ設クル コト

- 四一、井水ヲ飲用ニ供スル際ハ便所トノ距離ニ注意シ排水ハ吸込ト為サザルコト
- 四二、塵芥ト厨芥ト雑芥ヲ区分スルコト
- 四三、塀、植樹ハ特二防火的二効果アルモノトスルコト

この記録と同時に「同潤会住宅制度調査委員会事業経過報告書」、住居法特別研究員会第一部会報告として「住宅調査要項案」、第四部会報告「住宅供給」「住宅供給対策要網案」(筆者注・住宅会社法案要網をふくむ)、住宅制度調査委員会研究報告として「住居監督制度及住居標準二関シテ」(筆者注・国民住居標準案、小住宅供給助成最低標準案、住宅二関スル調査票、をふくむ)、第三部会報告「住居監理制度要網」(筆者注・諫早研究員名による「住居監督制度要網」をふくむ)等が明らかにされているが、つまり「住居法ノ内容トナルベキ事項」について、そのような調査・研究の成果がまとめられていたことになる。事業経過報告書によると、住居法の検討材料としてドイツ、英国、オランダ、米国の住宅法制度、住宅政策に関する研究も各研究員により進められていたことがしるされており、この国民住居標準要網案もその成果の一つというわけである。

あらためてこの要綱を見てみると、住居法として明記すべき国民住居標準について、一人当たりの居住単位を居室で10ないし20平方 mとしていることがまず注目される。敷地の標準は15ないし30平方mという。これを4人標準世帯に換算すると、居室面積で40ないし80平方 m、敷地面積で60ないし120平方mになる。居室面積でいうと、前述しているように戦後1976年に住宅建設5カ年計画で目標として掲げられた最低居住水準のそれが4人標準世帯で50平方mであるから、40平方mは下回るが、80平方mはその1・6倍ということになる。敷地面積を見ると、戦後の住宅地開発でミニ開発とされたのが50平方m 未満のそれであるから、それを完全にクリアした標準になる。

個々の居住室の標準を見ても、居住室は寝室に用いられるものとして 10平方m 以上の広さとし、 日照、採光についても配慮がなされている。衛生設備等に関する基準も示されている。これはもち ろん、英国において戦後の 1961年に設定された居住水準であるパーカー・モリス基準 (Parker Morris Standards) で過密居住を禁止して、さらに床面積と暖房のあり方まで決めているのに比較 したら、そう厳しいものではないが、戦時下にまとめられたものであることを考えると、まずまず の水準と見ていいのではないかとみられる。ちなみに同じ戦時下の 1941年に日本建築学会が発表 した「庶民住宅基準」は 4 人世帯で 19・5畳(台所をふくまず)であり、同年住宅営団研究部がま とめた「住宅建設基準」は 4 人世帯で 13・5~16・5畳(同)というものであった(これらの基準は 戦後 1971年スタートの第 2 期住宅建設 5 カ年計画まで用いられた経緯がある)。いずれも同潤会の 研究陣がまとめたものより下回る。つまり同潤会の上限のほうが水準が高いからである。

しかし、この国民住居標準が当時、日の目を見ることはなかった。住居法そのものの制定が見送

られたのであるからやむをえないことであった。当時厚生省から同潤会に出向して研究員をつとめた早川文夫氏(17) は「戦時中で無理だということがだんだんわかって」とその理由を述べている¹⁸⁾が、同潤会の研究グループの努力がまったく無駄に終わったわけでもなかった。

それは前記第四部会報告「住宅供給」の中に盛り込まれていた「住宅会社法案要綱」が生かされて、戦時下の庶民住宅(とはいえ主として大都市の軍需工場労働者のためのものであったが)の供給機関として住宅営団が設立することになったからである。もともと住宅会社は賃貸と分譲の都市住宅供給と都市計画を一体化して進める非営利の組織として前述都市研究会が提案していたものであったが、それが戦争の激化に伴い、はからずもそういうかたちで設立されることになったわけである。住宅営団は戦後 1955年に発足する日本住宅公団(現都市基盤整備公団)につながる住宅供給機関であるが、都市研究会が構想した住宅会社は人口 30万人以上の都市に一社ずつ設立するのを目標としていた。戦後、西ドイツで各都市に公的住宅供給機関として非営利の住宅会社が数多く設立され、社会住宅の供給に当たって、戦後復興に一役買ったのはよく知られているが、都市研究会、同潤会の研究グループが考えていたのも、まさしくそのような住宅供給機関であった。とはいえ、若干目指したところとは違ったが、ここに住宅営団という住宅供給機関が設立されたのである。これは、住居法は無理だが「それでは住宅営団と貸家組合だけを法案ににしようとしたということですね」(住宅営団法と貸家組合法はいずれも 1941年成立)と、前記早川氏は語っている。19) そうしたかたちで同潤会に集まった人々の努力のあとは今日も生きているということになる。

4. 同潤会による住居法案検討の意義と住居法制定の必要性……まとめとして

同潤会の住居法特別研究員会が(未定稿であるにしても)まとめた住居法案の要綱とその項目のいくつかについて、より具体的、理論的にまとめた作業成果の記録を見て、どういうことがいえるか。

まず第一にいえるのは、あるべき住居法が備えなければならない項目にあらかた触れており、しかもそれを体系化しているということである。それは今日、住居法を作成するとしても同じ項目が盛り込まれることになるに違いなく、たとえばここには、戦後70年代以降にまとめられて国会に提案された社会党、公明党の基本法案にふくまれていなかった住居監督に関してまで、その要綱が作成されているのである。

第二にいえるのは、その内容が今日においてもそのまま通用すると評価できることである。たと えば第一のところで触れた住居監督制度要綱であるが、それはこういう内容のものである。

その内容は「第一 住居監督ノ目的」「第二 住居監督ノ対象」「第三 住居監督機関及方法」

「第四 住居改善」「第五 居住密度監督」となっている。前章において国民住居標準要綱案について全文を紹介しているので、ここではその今日性の例として「第一」「第二」「第四」についてのみ見ておこう。

「第一 住居監督ノ目的 住居監督ノ目的ハ常時住居ヲ監督スルコトニヨリソノ衛生保安状態 ノ悪化ヲ予防シ、進ンデ其ノ改善ヲ図リ、以テ生活能率ノ増進及民族ノ増強ニ寄与スルニ在リ」

「第二 住居監督ノ対象 住居監督ハ別二定ムル基準二基キ左記住居及住居地区二対シ之ヲ行フモノトス

- 1、不良住宅(保安衛生上居住二滴セザル住居)
- 2、障碍建築物(他ノ住居二障碍ヲ及ボス建物及工作物等)
- 3、不良住宅地区(保安衛生上居住二適セザル地区)」

「第四 住居改善

- 1、方面委員ハ地区内ノ不良住居、障害(ママ)建築物、不良住居地区二就キ公共団体並二地方 庁二報告スルコト
- 2、公共団体ハ前項ノ報告ニ基キ地方庁ト協議シテ改良計画ヲ樹テ之ヲ実施スルコト
- 3、地方庁ハ必要ト認ムルトキハ住居ノ使用制限、使用禁止、改造、除却、修繕等ノ処置ヲ命ジ 得ルコト
- 4、前項ノ命令ニ基キ生ズベキ損失ニ対シ政府並ニ公共団体ハ之ヲ補債スルコト 此ノ場合居住 者並ニ家主ニ対シ受益者負担金ヲ課シ得ルコト」

こうした住居監督が重要なのは、国民がその人権を侵しかねない劣悪な基準以下の住宅に居住しないですむようにするためである。つまり人権を守るためである。そのために英国、ドイツなどでは法に基づいて住居監督を実施しているところであるが、この要綱では、住居監督の結果、判明した不良住宅と不良住宅地区を国と地方自治体の責任で改良を行うというわけであり、英国などですでに行っていることをわが国でも実施しようというのである。注目していいのは、これがまとめられたのは1939年であり、その時点において英国と並ぼうとしていたことであるが、さらにこの要綱はそれから60年余経った今日においても通用する部分が大きい。つまり今日性を評価できるのである。

第三にいえるのは、要綱に見る先見性である。つまり、第二のところで指摘した今日においても 通用する内容というのは、先見性を持ったものであったということである。それは仮りにいま住居 法をつくるとしたら、その下敷きになりうるものである。しかし、なぜそのような要綱作成が可能 だったのだろうか。

それが第四にいえることなのであるが、先に紹介している要綱作成に直接携わった小委員会のメンバーをはじめ、同潤会の住宅制度調査委員会に集まった顔ぶれの研究水準がきわめて高かったということである。同委員会に学界からは佐野利器をはじめとする著名な学者が参集していたが、中でもその下部組織である住居法特別研究員会や住居法案要綱作成小委員会のメンバーは、先にその中には戦後も都市・住宅問題で発言をつづけた人もいるとしるしたように、若手の優秀な研究者から構成されていた。前記早川文夫氏などはその一人である。

同潤会が検討していた住居法案要綱はもちろん大きな課題も残した。それは、いろいろな項目についてそのまとめといえる報告書、要綱案などが作成されたものの未定稿で終わっていることもあって、基本法たる住居法がどのような項目で構成されるのか、また個別法にゆだねたほうがいい項目はどれとどれなのかといった、住居法の構成については検討されないでいた点である。住宅制度調査委員会事業経過報告書を見ても、研究員が欧米各国の住居法についてその研究報告をしているのは記録されているが、わが国で住居法を制定するとしたら、それはどのような内容で構成されるかといった議論が行われた記録は見当たらない。

とはいえ、そういうことで同潤会の住居法案要綱の光芒がいささかでも滅するものでないのはもちろんである。それは住宅をふくめた社会保障法の分野、あるいは都市・住宅政策の分野に残された文化遺産の一つととらえていい価値を有する。同時にそれらが検討されていたときから60年余を経て、あらためてそれに目を通すことは、今日こそ、そのような住居法が制定されなければならない社会状況ではないかという思いにかられることである。そうした社会状況である一端については冒頭に触れている通りである。

なぜ住居法なのか。その必要性を痛感しているのは筆者ばかりではない。2001年4月に急逝した元専修大学教授の坂本重雄氏は最後となった文章の中で、住居保障の基本的条件として四つの条件を挙げていた。同氏を偲び同氏の言葉を借りれば、それは(1)定住(継続居住)の保障で、持ち家、借家を問わず継続居住に必要な費用を社会的に援助すること、(2)居住空間のナショナル・ミニマムとして、人権としての住居空間を確保すること、(3)居住機会の平等を保障し、高齢者・障害者の差別なく居住の安定を図ること、(4)ノーマライゼーションの実現のため、高齢者・障害者にも住み慣れた土地での生活継続を確保することである。ところが今日、それらの条件が四つとも脅かされつつある社会状況になっている。坂本氏も、筆者が冒頭で触れたのと同様の趣旨で「企業の人事監理による転勤、単身赴任の増加は、職住の分離や家族の分散を必然化していくので、(1)(2)の条件が要請され、高齢者や障害者にとっては(3)(4)の条件を満たす政府の努力が重視される」と述べている。20)つまり、それら四つの社会保障の基本的条件を実現していくため

にも住居法の制定が待たれるわけである。

2000年以降、わが国の都市・住宅政策は、バブル後の経済不況の打開策として、またも(というのは、80年代半ば以降のバブル時に次いでという意味だ)経済にシフトした方向を取りつつある。一方では公的住宅の市場化が進み、また2002年3月には都市再生特別措置法が成立し、東京、大阪などに「都市特区」が設定され、そこでは都市計画法や建築基準法などの既存の法律を超えて、デベロッパー本位に再開発を進めるのが容易になった。

それによりさらに生活空間の経済的空間化に拍車がかけられることになる。人々の居住継続がさらに危うくなりかねない状況になりつつあるわけで、リストラとあいまって居住難民が増加していく気配である。坂本氏もいう社会保障の基本的条件が満たされなければ、ボーダーラインにいる人々は漂流するしかなくなり、人々の人権の基礎というべき生存権が危機に瀕することになる。

そうした観点から人々の人権である居住を保障する基本法としての住居法の制定が今日待たれているのである。それは福祉国家を実現するうえでのセーフティネットとして、さらにいえば 2004 年から全国の市町村でスタートする地域福祉計画における居住福祉の規範として制定されるのが待たれている。その作業の過程において、同潤会の住居法案要綱が参考になることは間違いない。

- 1) もっとも古く有名なのはワイマール憲法であり、第 155条 3 項に住居に必要な土地の公的収用について述べて、住居の保障に触れているが、これは抽象的で、より具体的に明文化しているのはスペイン憲法第 47条「すべてのスペイン人は、人たるにふさわしい適切な住宅を享受する権利を有する」とあるのが有名で、またドイツ・バイエルン州憲法第 106条には「1) バイエルンのすべての住民は、適切な住居を求める権利を有する。2) 低廉な国民住宅の建設を促進することは州および地方自治体の責務である。3) 住居はすべての人にとって避難所であり、侵害されない」とある。
- 2) これまでの住居法に関する主な論考には下山瑛二「住居法体系の確立の必要性」(住宅政策研究1『住宅政策の提言」1979年、ドメス出版)、五十嵐敬喜「住宅憲章から住宅基本法へ」(早川和男編著『住宅人権の思想』1991年、学陽書房)、安本典夫「住居法の歴史と体系」(講座現代居住4『居住と法・政治・経済』1996年、東京大学出版会)、大本圭野『証言 日本の住宅政策』(1991年、日本評論社)における早川文夫氏らに対するインタビュー、本間『自治体住宅政策の検討』(1992年、日本経済評論社)などがある。

早川文夫氏は1911年東京生まれ、36年東京帝国大学工学部建築学科卒後、都市計画東京地方 委員会技手、厚生省住宅課技師などを経て、54年住宅金融公庫に入り、名古屋支所次長のあ

- と、65年から名古屋大学教授、同名誉教授。
- 3) 『都市公論』第2巻第9号(1919年、都市研究会)
- 4) 『建築雑誌』第 33巻第 391号 (1919年、建築学会)
- 5) 同土:
- 6) 前掲大本『証言 日本の住宅政策』における第 18章、また最後の大本執筆の「日本の住居基準の歴史」(875 p) に述べられている。
- 7) 『住宅宅地審議会答申集』(1991年、日本住宅協会) による。
- 8) 早川文夫氏所蔵の当時の資料による。
- 9) 同潤会住宅制度調査委員会の資料は西山卯三記念すまい・まちづくり文庫、住宅営団研究会編『戦時・戦後復興期住宅政策資料 住宅営団』第4巻調査・研究(6)』(2001年、日本経済評論社)に故西山氏が所持していた資料として収められている。小論では、この資料と早川氏が所蔵していた資料を利用させていただいた。
- 10) 前掲早川氏所蔵の資料による。
- 11) 前掲『戦時・戦後復興期住宅政策資料』による。
- 12) 前掲大本の早川氏インタビー、および西山『戦争と住宅一生活空間論(下)』((1983年、勁草 書房)などによる。
- 13) 前掲『建築雑誌』
- 14) 関一『住宅問題と都市計画』(1923年、弘文堂書房、1992年に学陽書房で復刻) の「第1章住宅難および住居監督制度」などによる。
- 15) その後、第5期住宅建設5カ年計画において平均居住水準に代わり誘導居住水準が設定される。
- 16) 前掲『戦時・戦後復興期住宅政策資料』による。
- 17) 早川氏の経歴は (2) にしるしてある通り。
- 18) 前掲大本『証言 日本の住宅政策』における早川氏インタビュー
- 19) 同上
- 20) 坂本重雄「居住の権利と住居保障法」(『講座社会保障法』第5巻、2001年、法律文化社、 10p)